



建 荷 協

み や ぎ

NO.77

目 次

特定自主検査の定着度	1
11 月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開	2
特定自主検査研修会を開催	3
検査関連行政処分一覧	6
宮城労働局からのお知らせ	7
支部からのお知らせ	16
編集後記	16



公 益
社団法人

建設荷役車両安全技術協会

SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会宮城県支部**

特定自主検査の定着度

令和4年(1月～12月)の宮城県における建設荷役車両の特定自主検査済標章の頒布枚数は、検査業者用28,529枚、事業内用19,607枚、計48,136枚であった。昨年より検査業者用が-1,504枚、事業内用が+586枚、計-924枚と検査業が減少し事業内が増加となった。

また、定期自主検査済標章の頒布枚数は+154枚増加し4,368枚であった。検査業用の減少は復興工事が終了し、車両系(掘削等)の稼働台数が減少したことが一つの要因と思われる。

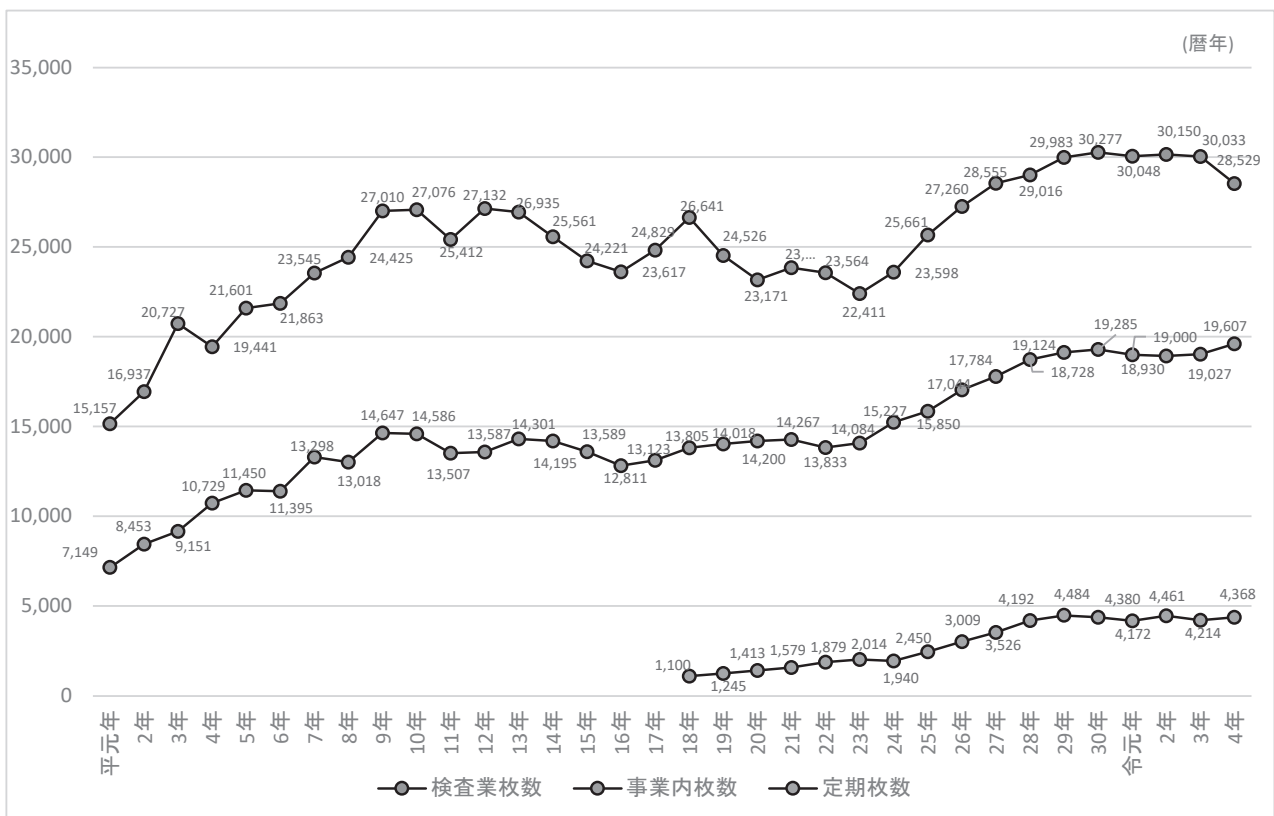
一方クレーン付属油圧ショベルの増加で定期用が増加していると推測する。

令和3年度(3年4月～4年3月)宮城県内の特定自主検査台数は、フォークリフト18,277台、不整地483台、車両系25,715台、高所作業車4,915台 計49,390台であった。

令和2年度比ではフォークリフト+213台、不整地-98台、整地等-233台、高所作業車+165台で前年比計+47台増加となり、不整地と整地等が減少し他の機種の検査台数が伸びている。

特定自主検査検査の定着は高い状態で推移していますが、協会での巡回指導、能力向上教育、実務研修等で更なる普及促進をし、労働災害防止に取り組んでいきます。

下のグラフは平成元年から令和4年までの特定自主検査標章頒布枚数の推移である。(暦年)



11月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開

昨年11月、当建荷協が主催し、主務官庁である厚生労働省並びに経済産業省の後援及び中央労働災害防止協会をはじめ各労働災害防止団体の協賛による第38回「特定自主検査強調月間」が「**特自検完全実施でゼロ災害**」をスローガンに全国規模で展開され、当宮城県支部では、巡回指導、会員への依頼、それに各市区町村及び県出先機関の公共工事発注部署に特自検実施済み機械使用の依頼文を郵送するなどによる普及広報活動を行いました。本部において、11月1日付の日刊工業新聞、仙台建設新聞等に掲載広報されました。

支部につきましては、YouTubeを使って動画で11月の強調月間に各業種に特定自主検査の普及、促進の広報活動を行いました。

なお、今回は事業内検査事業所15社及び検査業3社を対象に巡回指導を実施しました。
その内容を以下Ⅰ～Ⅱによりご紹介します。

Ⅰ 巡回指導

巡 回 指 導	巡 回 指 導 結 果
1. 巡回地域 仙台・多賀城・名取・利府・大郷・大和 ・迫・丸森・角田・大崎	● 適正 1 社
2. 巡回社数 18社	
3. 期 間 11月10日～11月29日	● 指導 17 社
4. 指導員数 延べ14名	

不適正17社への指導項目・件数は、下記の通り。

1. 記録表は誤りがないように記入すること。検査者・責任者ゴム印、他全記録表代筆記入等	15 件
2. 能力向上教育、実務研修を受けさせる等検査者の再教育に努めること。	10 件
3. 記録表は記載漏れないように記入すること。型式、シリアル、測定値、検査漏れ等。	9 件
4. 検査機器の適正使用並びに不備(台帳・機器の点検)がないこと。	7 件
5. 検査対象機械の検査判定基準値表を備えること。	6 件
6. 標章受払簿を適正に整理・保守管理すること。（検査順に払い出しする事等含む）	5 件
7. 検査台帳を適正に整理・保守管理すること。	5 件
8. 検査台帳を備えること。	3 件
9. 月例検査を定期に実施し、検査記録表を3年間保存すること。	3 件
10. 標章受払簿を備えること。	3 件
11. 業務点検表で定期に自己点検すること。	2 件
12. 特定自主検査記録表、月例検査記録表等関係書類は1台ごとに編集管理すること。	2 件
	計 70 件

Ⅱ 特自検実施済み機械の使用指導依頼について

公共工事を発注する市区町村並びに県出先機関に対し、令和4年10月31日付で支部長名による指導依頼文49通を郵送しました。

特定自主検査各研修を開催

1. 実務研修

特定自主検査を正しく行うために、1. 特定自主検査と関係法令に関する知識、2検査及び検査機器に関する知識、3. 検査記録表の記入要領に関する知識の3項目の周知徹底を図ることを主目的とした研修会でその内容と受講された方を以下にご紹介します。

◎記録表作成(座学)(フォークリフト)

- 開催日 令和4年10月19日(水)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館

- 研修内容 特定自主検査と補修に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表作成演習

○ 保有資格と参加人員

- 特自検資格保有者(検査業) 17名
- 特自検資格保有者(事業内) 2名

- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(19名)敬称略、受付順

NO	氏名	所 属	NO	氏名	所 属
1	佐藤 義彦	山中産業株式会社	11	猪股 健太郎	トヨタL&F宮城株式会社
2	坂本 篤史	コマツカスタマーサポート株式会社	12	飯屋崎 智丈	仙台リフトサービス株式会社
3	阿部 朝男	マルダイ工業有限会社	13	小野 幸博	和晃商事株式会社
4	菅原 光敏	有限会社東北工業	14	阿部 哲也	東日本リフトサービス株式会社
5	菅野 研	コマツカスタマーサポート株式会社	15	清水 裕貴	東日本リフトサービス株式会社
6	福田 和則	住友建機販売株式会社	16	首藤 晴彦	JR東日本テクノロジー株式会社
7	浅野 健太	旭重車輛株式会社	17	永沼 雄一郎	JR東日本テクノロジー株式会社
8	三浦 清晴	南光運輸株式会社	18	高橋 義仁	株式会社仙台中央卸売市場
9	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社	19	千葉 晃弘	レンタルシステム株式会社
10	今井 佑輔	トヨタL&F宮城株式会社			



- 講 師 小野寺 裕 (トヨタL&F宮城株)

1. 実務研修

他資格による有資格者を主体に、特定自主検査者として必要な知識や技能要件を系統立てて勉強すること、及び記録表記入要領の一部変更に伴う正確な記録表の作成を目的として開催しました。

◎記録表作成(座学)(整地・運搬・積込・掘削等)

- 開催日 令和4年11月11日(金)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容 特定自主検査と補修に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表作成演習

○ 保有資格と参加人員

- 1級・2級建設機械整備技能士 35名
- 1級・2級建設機械施工技士 8名
- 特定自主検査資格保有者 5名

○ 受講者(所属事業所)は次のとおり。(48名)敬称略、受付順

N0	氏 名	所 属	N0	氏 名	所 属
1	宮本 稜	コマツカスタマーサポート株式会社	25	鈴木 涼祐	住友建機販売株式会社
2	会田 時輝	コマツカスタマーサポート株式会社	26	佐藤 孝矩	住友建機販売株式会社
3	高橋 碧斗	コマツカスタマーサポート株式会社	27	土田 佳音	住友建機販売株式会社
4	渡部 慎之介	コマツカスタマーサポート株式会社	28	今野 憂人	住友建機販売株式会社
5	東 泰成	コマツカスタマーサポート株式会社	29	菅原 理生	三洋テクニクス株式会社
6	藤田 謙介	コマツカスタマーサポート株式会社	30	今野 智仁	三洋テクニクス株式会社
7	谷崎 駿	コマツカスタマーサポート株式会社	31	佐藤 弘志	有限会社タカサ重機
8	白田 和之	コマツカスタマーサポート株式会社	32	中鉢 昭夫	丸岩運輸建設株式会社
9	伊藤 正好	南光運輸株式会社	33	須藤 朝久	株式会社カナモト
10	佐々木 淳一	有限会社 豊建興業	34	堀内 翔	株式会社カナモト
11	高橋 充	有限会社東北工業	35	鈴木 雄登	株式会社カナモト
12	畑中 和紀	和建設株式会社	36	吉田 辰徳	中外機工株式会社
13	荒牧 文昭	株式会社ベストアシスト	37	杉澤 仁	株式会社 杉沢工務店
14	近藤 元茂	株式会社 さとう総業	38	高橋 哲也	有限会社小松建設
15	狩野 孝	菅原産業株式会社	39	佐藤 和幸	山崎建設株式会社
16	菅原 大富	株式会社鈴孝建機	40	大野 将平	山崎建設株式会社
17	佐藤 義彦	山中産業株式会社	41	坂本 徳明	株式会社 N' s
18	高橋 正徳	藤田建設株式会社	42	飯田 國幸	株式会社 N' s
19	及川 正人	有限会社 久光組	43	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社
20	岩渕 公映	株式会社東新機械	44	鎌田 裕行	泉新機械工業株式会社
21	佐藤 裕之	株式会社キョウウ建設	45	村上 真澄	株式会社エルニード東北
22	加藤 博	有限会社 エコーリース	46	齋藤 優	小野リース株式会社
23	阿部 宗夫	株式会社共和車輛	47	渋谷 一裕	小野リース株式会社
24	熊谷 圭悟	株式会社 熊 剛 組	48	佐藤 慧	株式会社アクティオ



○ 講 師 北條 仁之

2. 安全教育

クレーン機能付油圧ショベルの普及が目覚ましいことによる定期自主検査の普及を図ること、無資格者による定期自主点検の防止の観点から開催しました。

◎クレーン定期自主検査者安全教育

○ 開催日 令和4年10月28日（金）

○ 会 場 （一財）宮城県青年会館

○ 受講者(所属事業所)は次のとおり。(50名)敬称略。受付順

NO	氏 名	所 属	NO	氏 名	所 属
1	阿部 義和	株式会社 千葉正工務店	26	川村 澄人	東亜リース株式会社
2	木戸 義行	株式会社マイタック	27	浅野 健太	旭重車輛株式会社
3	高山 雄太	株式会社マイタック	28	千葉 美喜男	丸武建設株式会社
4	阿部 勢司	マルダイ工業有限会社	29	佐々木 淳一	有限会社 豊建興業
5	高橋 充	有限会社東北工業	30	前原 裕司	宮城第一メタル株式会社
6	澁谷 知広	田中建材輸送株式会社	31	丸藤 悟	株式会社ワキタ庄内営業所
7	中野 嵩啓	西尾レントオール株式会社	32	菅原 理生	三洋テクニクス株式会社
8	袋 裕之	株式会社 佐々貞土建	33	今野 智仁	三洋テクニクス株式会社
9	酒井 和義	安藤建設工業株式会社	34	渡邊 和義	山中産業株式会社
10	添田 雅貴	株式会社 エステケー	35	小野寺 正也	山中産業株式会社
11	高倉 裕文	株式会社 エステケー	36	昆 英之	蔵王リース株式会社
12	勝又 佑人	有限会社高橋建機工業	37	高橋 健	蔵王リース株式会社
13	庄子 守	株式会社 ジャパンクリーン	38	伊藤 聖也	蔵王リース株式会社
14	小野寺 仁	有限会社 小野寺土木	39	遠藤 顕	蔵王リース株式会社
15	佐々木 芳明	トミー・トランスポーター株式会社	40	紺野 友久	蔵王リース株式会社
16	菊地 一也	鈴木工業株式会社	41	四ノ宮 大輔	蔵王リース株式会社
17	村上 宣篤	株式会社丸本建設	42	金須 将貴	株式会社ユニリース
18	岩本 充	株式会社 光	43	齋藤 優	小野リース株式会社
19	菅原 友良	株式会社 光	44	渋谷 一裕	小野リース株式会社
20	阿部 道信	川田重機工業有限会社	45	佐藤 和幸	山崎建設株式会社
21	高橋 章喜	株式会社 大伸建設	46	大野 将平	山崎建設株式会社
22	金野 千春	株式会社 コウセイ	47	坂本 徳明	株式会社 N's
23	赤間 是文	藤田建設株式会社	48	飯田 國幸	株式会社 N's
24	津田 康夫	有限会社岩沼重工	49	鎌田 裕行	泉新機械工業株式会社
25	伊藤 優	株式会社レンタルのニッケン	50	須田 祐貴	東亜リース株式会社



○ 講 師 北條 仁之

検 査 関 連 行 政 処 分 一 覧

1. 無資格者による検査関連の行政処分

令和4年12月27日現在

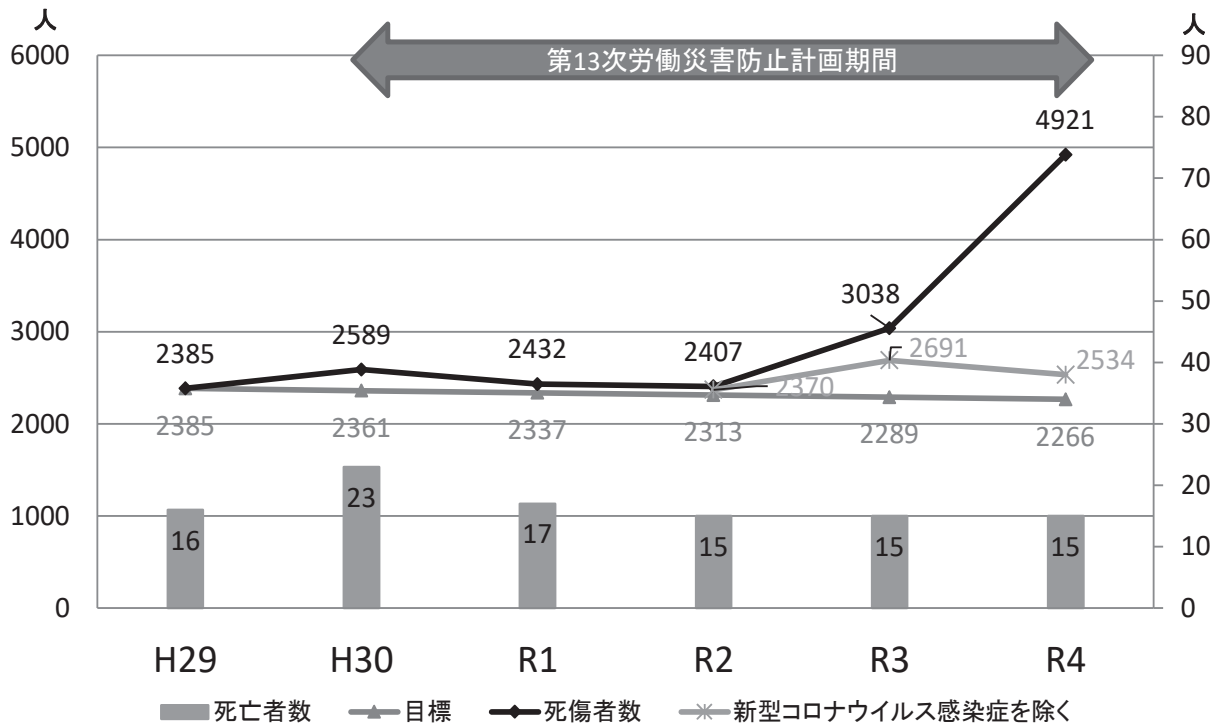
平成 年別	処分 年月	検査業者名、不正の内容等	登録 局等	処分等の内容	備 考
H31 ／ R1	H31. 2. 12	検査業者として他人の求めに応じて行った、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）に係る特定自主検査において、労働安全衛生法第54条の4の規定に違反し、同検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。	鹿児島	業務停止6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
	R1. 12. 27	平成31年3月14日、令和元年7月5日及び同月23日の3日において実施した計6台の車両系建設機械（整地・運搬・積込用・掘削用及び解体用）の特定自主検査について、検査資格を有する者以外の者（2名）に実施させたこと。	岐阜	業務停止6ヶ月	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R2	R2. 3. 19	労働安全衛生法第45条第2項に規定する検査業者として他人の求めに応じて行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）に係る法第45条第2項に規定する特定自主検査について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたことが、報告により明らかになったもの。	大臣	業務停止6ヶ月 検査業者として他人の求めに応じて行う特定自主検査の業務の一部（盛岡支店における特定自主検査の業務）を、令和2年3月20日から令和2年9月19日までの6月の期間停止すること。	労働安全衛生法第54条の4
R2	R2. 12. 1	他人の求めに応じて、平成31年1月から令和元年12月までの間に28台、令和2年1月から8月までの間に10台のフォークリフトに係る特定自主検査を行うにあたり、厚生労働省令で定める資格を有しない者にこれを実施させたこと。	熊本	フォークリフトに係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和2年12月1日～令和3年5月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R3	R3. 12. 1	法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。	石川	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和3年12月1日～令和4年5月31日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
R4	R4. 1. 1	支部による聞き取り結果 令和2年1月から令和3年2月まで5台について車両系建設機械（締固め用）の特定自主検査を資格を有しない者（建荷役協発行 検査業整地運搬資格のみ保有者）に行わせたこと。	栃木	締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年1月1日～令和4年6月30日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
	R4. 9. 21	平成25年8月1日から令和3年9月21日までの間、10台のフォークリフトに関する特定自主検査について、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたもの。	東京	車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）および車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年9月22日～令和5年3月21日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号
	R4. 12. 26	令和3年5月21日に検査業者として他人の求めに応じて行ったフォークリフトに係る特定自主検査について、検査者資格を有しない者にこれを行わせたこと	大分	フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、車両系建設機械（基礎工事用）、車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和5年1月1日～令和5年6月30日	労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項

本部に於いて把握したものを一覧にした。

宮城労働局からのお知らせ

健康安全課

第13次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況(令和5年2月末速報値)



宮城県内の主要業種別死傷者数

令和5年2月末速報値

休業4日以上の死傷者数 (うち死亡者数)	令和4年		令和3年同期		令和4年と令和3年の比較		
					増減数		増減%
全産業	4,921人	(15人)	2,988人	(14人)	1,933人	(1人)	64.7%
製造業	527人	(4人)	538人	(1人)	-11人	(3人)	-2.0%
建設業	404人	(5人)	337人	(6人)	67人	(-1人)	19.9%
陸上貨物運送事業	336人	(2人)	413人	(3人)	-77人	(-1人)	-18.6%
林業	24人	(0人)	33人	(0人)	-9人	(0人)	-27.3%
第三次産業	3,504人	(2人)	1,550人	(4人)	1,954人	(-2人)	126.1%
商業	519人	(0人)	493人	(3人)	26人	(-3人)	5.3%
小売業	369人	(0人)	342人	(3人)	27人	(-3人)	7.9%
社会福祉施設	1,256人	(0人)	350人	(1人)	906人	(-1人)	258.9%
上記以外の業種の合計	126人	(2人)	117人	(0人)	9人	(2人)	7.7%

宮城県内の監督署別死傷者数

令和5年2月末速報値

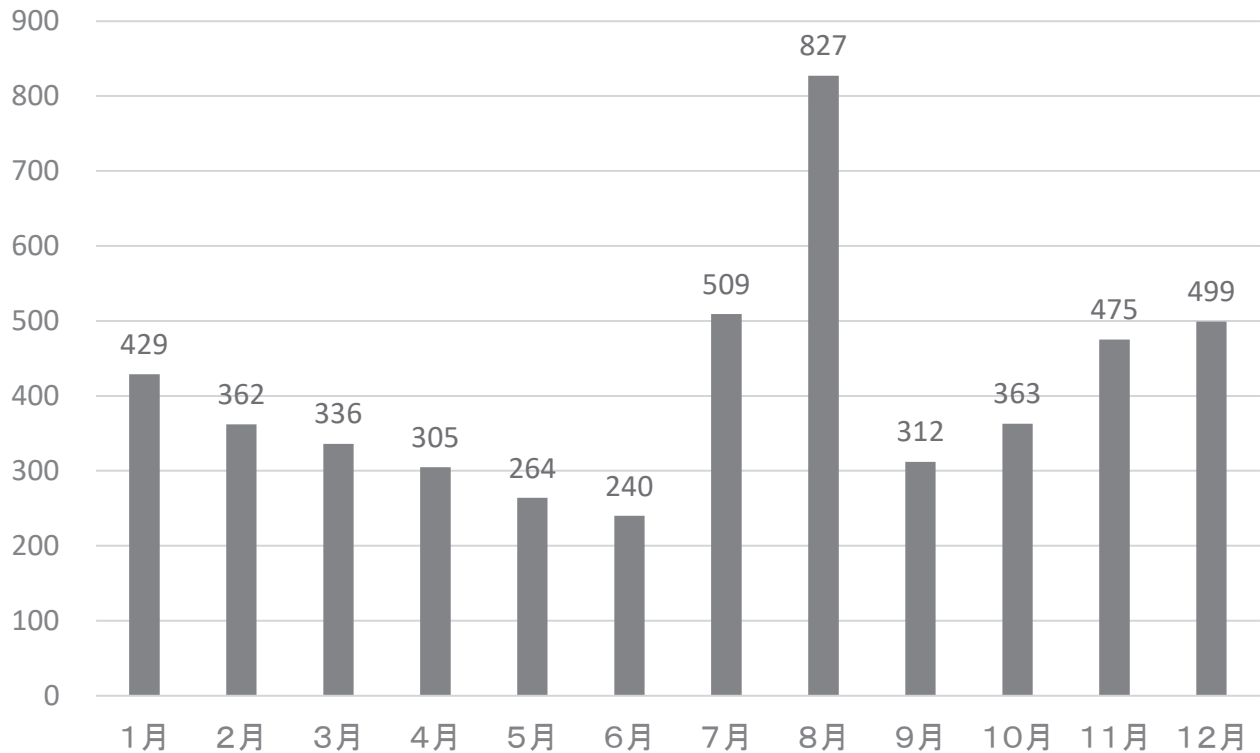
	令和4年	令和3年同期	令和4年と令和3年 との比較	
			増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	4,921人 (15 人)	2,988人 (14 人)	1,933人	64.7%
仙台署	3,035人 (5 人)	1,808人 (9 人)	1,227人	67.9%
石巻署	925人 (2 人)	458人 (2 人)	467人	102.0%
古川署	386人 (1 人)	308人 (1 人)	78人	25.3%
大河原署	298人 (3 人)	234人 (1 人)	64人	27.4%
瀬峰署	277人 (4 人)	180人 (1 人)	97人	53.9%

○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)

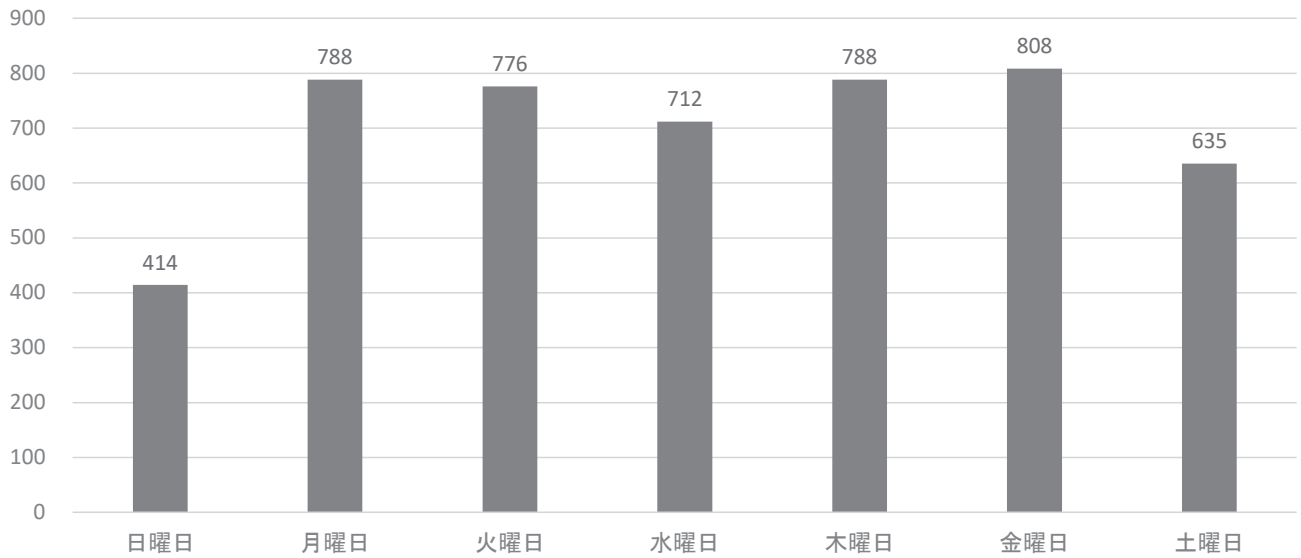
発 生 年	令和3年	令和2年	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	3,038人	2,407人	26.2%

令和4年の労働災害発生状況

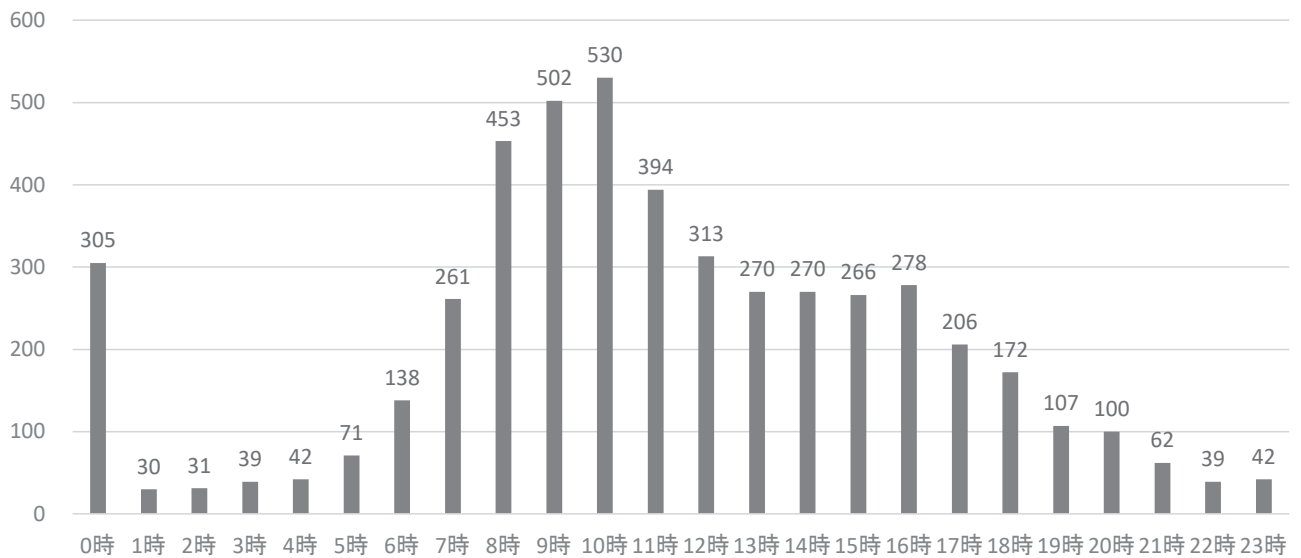
1.月別労働災害発生状況



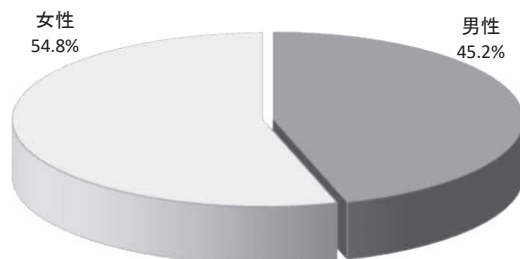
2.曜日別労働災害発生状況



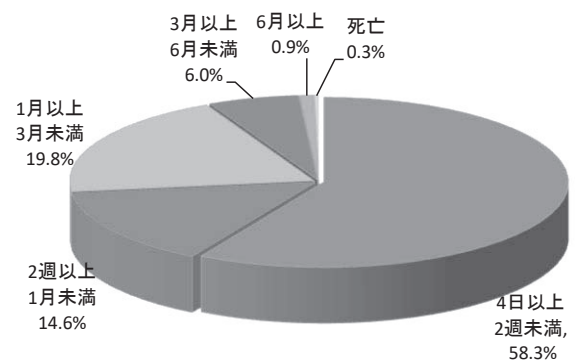
3.時間帯別労働災害発生状況



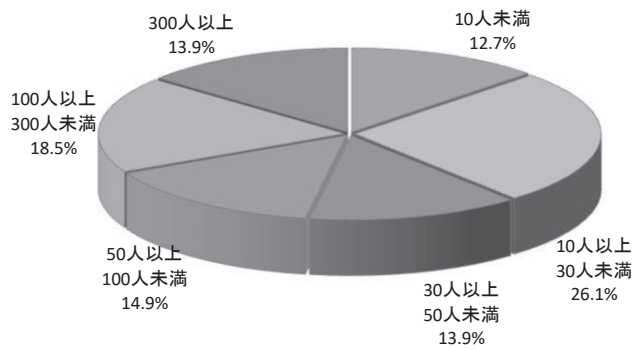
4.男女別労働災害発生状況



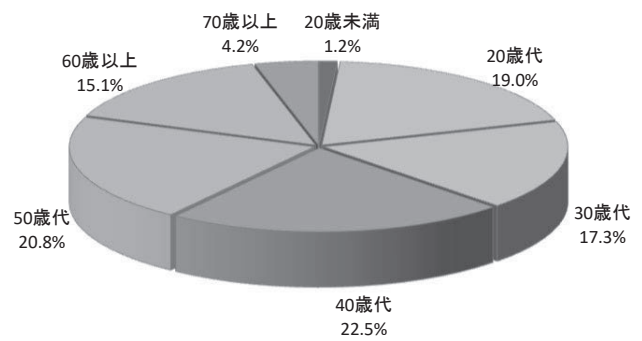
5.被災程度別労働災害発生状況



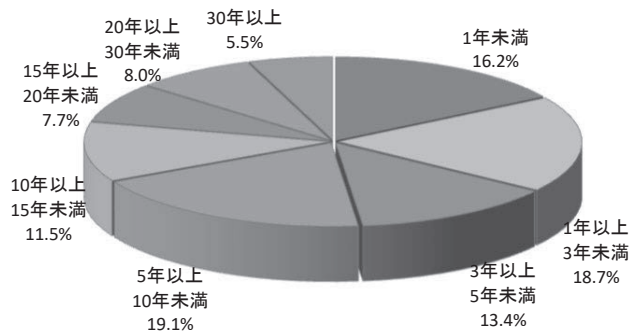
6.事業場規模別労働災害発生状況



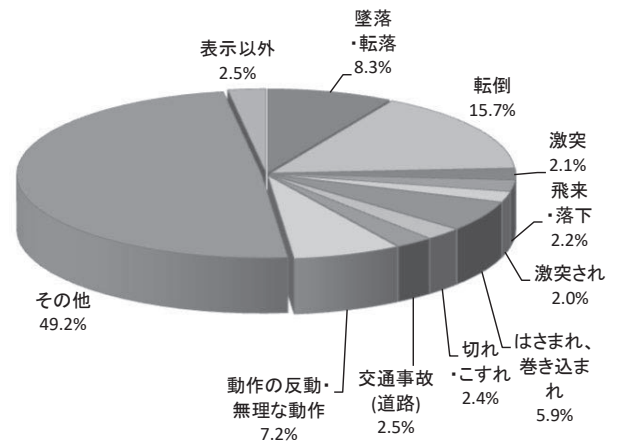
7.年齢別労働災害発生状況



8.経験年数別労働災害発生状況

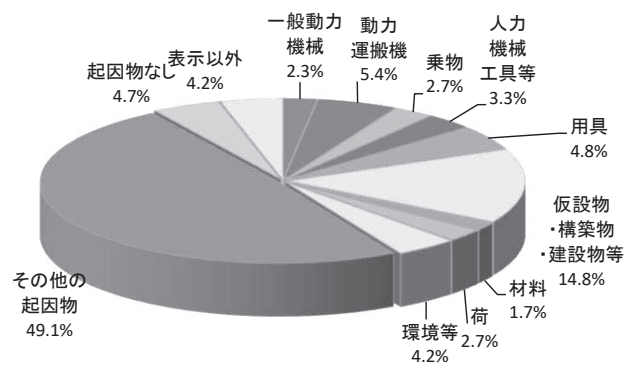


9.事故の型別労働災害発生状況



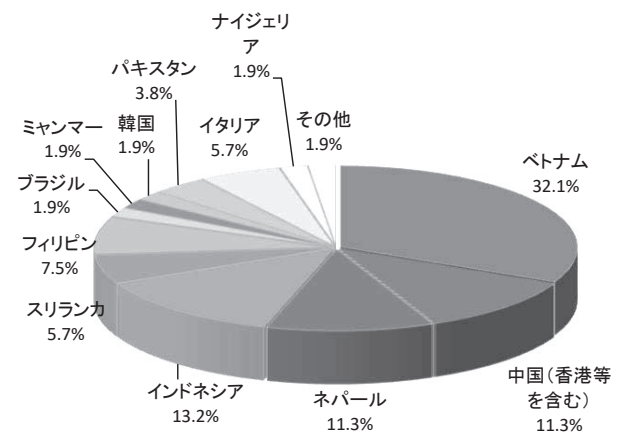
*その他に新型コロナウイルス感染症を含む

10.起因物別労働災害発生状況



*その他の起因物に新型コロナウイルス感染症を含む

11.外国人労働者国別発生状況



令和4年 宮城県内における死亡災害の概要

令和5年2月末速報

	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	その他の事業 (17.2.9)	100～299人	転倒	業務終了後、駐車場で、自家用車に乗る前に転倒した。
	1月	19時台	その他の構築物等	
2	道路貨物運送業 (4.3.2)	10～49人	飛来・落下	ジャッキで持ち上げた低床セミトレーラ車体下でグリス作業を行っていたところ、ジャッキが外れて車体が落下し、車体と地面との間に挟まれた。
	3月	10時台	トラック	
3	道路貨物運送業 (4.3.2)	10～49人	交通事故	トレーラーで走行していたところ、路面凍結によりスリップして橋の欄干に衝突、キャビンが欄干を超えて30m下に墜落して炎上した。
	3月	19時台	トラック	
4	その他の建築工事業 (3.2.9)	10～49人	激突され	自社加工場の裏山の法面（傾斜40度）において、チェーンソーで偏心木（高さ13.4m、胸高直径約20cm）の伐木作業中、はね上がった伐倒木が激突した。
	3月	14時台	立木等	
5	農業 (6-1-1)	10人未満	墜落、転落	乗用型の農業機械に乗車して畑に移動中、道路幅約4mの砂利道の法面から転落した。
	6月	10時台	その他の一般動力機械	
6	道路建設工事業 (3-1-6)	10～49人	激突され	クレーン機能付きのドラグ・ショベルで荷を吊り上げて移動中に当該ドラグ・ショベルが転倒し、荷の下敷きになった。
	6月	7時台	掘削用機械	
7	自動車整備業 (1-17-1)	10～49人	爆発	タンクローリーのタンクを補修するためアーク溶接を行った際に、タンク内のガソリン蒸気に着火して爆発した。
	6月	19時台	引火性の物	
8	製材業 (1-4-1)	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	製材機に丸太を供給するコンベアーの下部に、機械を停止しないまま立ち入って機械にはさまれた。
	6月	11時台	木材加工用機械	
9	土木工事業 (3-1-99)	10人未満	墜落、転落	足場解体作業中に足場から転落した。
	6月	8時台	足場	
10	産業廃棄物処理業 (15-1-2)	50～99人	切れ、こすれ	ディスクグラインダーで金属を切断中に砥石が太腿部に接触し失血死した。
	9月	16時台	研削盤 バフ盤	
11	河川土木工事業 (3-1-7)	10人未満	転落、墜落	高さ約3メートルの擁壁から墜落した。
	9月	15時台	仮設物構築物等	
12	土木工事業 (3-1-99)	10～49人	崩壊、倒壊	土留めを設置作業中に、設置箇所上部の法面が崩壊し土砂に埋まった。
	9月	10時台	地山、岩石	
13	合板製造業 (1-4-2)	100～299人	はさまれ、巻き込まれ	ベニア板を昇降する電動スタッカーリフトと生産設備のフレームにはさまれた。
	10月	8時台	動力運搬機	
14	その他の鉄鋼業 (1-10-9)	10～49人	はさまれ、巻き込まれ	フライス盤による作業中、せり出してきた位置決め装置と本体テーブルの間にはさまれた。
	10月	17時台	ボール盤、フライス盤	
15	畜産業 (7-1-1)	10人未満	はさまれ、巻き込まれ	たい肥製造設備の混合スクリー修繕作業中、スクリーに巻き込まれた。
	11月	14時台	混合機	

「第 14 次労働災害防止計画」の概要

労働災害防止計画は、昭和 33 年以来、これまで 13 次にわたって策定されており、この間、関係者の皆様が協働してこの計画に基づく取組を推進し、労働現場における安全衛生の水準を大幅に改善してきました。

今般、第 13 次計画の計画期間が令和 4 年度をもって終了したことから、令和 5 年度からの 5 年間の計画期間とする第 14 次計画が策定されましたので、その概要をお知らせします。

なお、宮城労働局は、この計画に基づき、県内の労働安全衛生の課題を踏まえた推進計画を策定して、計画期間中における労働災害防止対策を推進してまいります。13 次計画の結果及び当局推進計画の内容は、改めてお知らせします。

【計画の方向性】

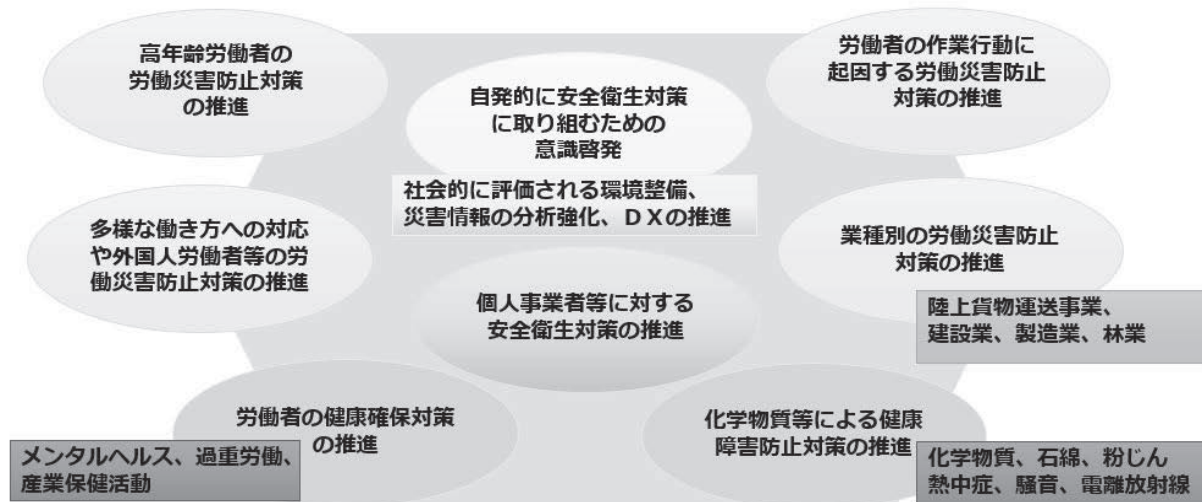
- 安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラスであると周知する等、事業者による安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備を図る。
- 事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する。

【計画の目標】

本計画においては、取組の成果として、事業者において実施される事項を「アウトプット指標」※¹、アウトプット指標が達成された結果として期待される事項を「アウトカム指標」※²として定め、これの達成を目指す。また、これら指標が達成された場合、労働災害全体としては、少なくとも、以下の成果を期待している。

- ・死亡災害については、2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少する。
- ・死傷災害については、2021 年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022 年と比較して 2027 年までに減少に転ずる。

【重点対策】



※¹ 主なアウトプット指標：転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を 50% 以上とする。など

※² 主なアウトカム指標：転倒の年齢層別死傷年千人率（労働者千人当たりの死傷者数）を男女ともその増加に歯止めをかける。など

「新たな化学物質規制」について ～ 4月から化学物質管理が大きく変わります！～

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類にのぼり、その中には危険性や有害性が不明な物質が多く含まれています。また、化学物質による休業4日以上労働災害は、がん等の遅発性疾患を除くと年間450件程度で推移していますが、このうち特定化学物質障害予防規則などの特別則による規制の対象となっていない物質に起因するものが約8割を占めています。

このような状況を踏まえて、新たな化学物質規制の制度が導入されることとなり、労働安全衛生規則等の一部が改正され、昨年5月31日に公布されています。新たな制度では、従来、特別則による規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、事業者がリスクアセスメントの結果に基づきばく露防止のための措置を適切に実施することが求められています。

改正規則等の一部は公布日から施行されていますが、今年4月以降に本格的に施行されますので、会員事業場の皆様におかれましては、ご準備をお願いします。
詳しくは、宮城労働局健康安全課にお問い合わせください。

POINT

1

ラベル・SDSの伝達や、リスクアセスメントの実施義務対象物質が大幅に増加します※1

POINT

2

リスクアセスメント結果を踏まえ、労働者がばく露される濃度を基準値以下とすることが義務付けられます※2

POINT

3

化学物質を製造・取り扱う労働者に、適切な保護具を使用させることが求められます※3

POINT

4

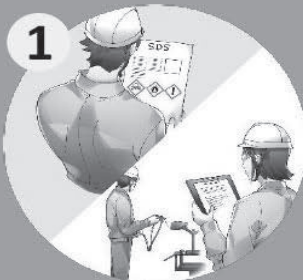
自律的な管理に向けた実施体制の確立が求められます（化学物質管理者の選任、リスクアセスメント結果等の記録作成・保存等）

※1……国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質が順次対象に追加

※2……厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）が対象

※3……皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質が対象

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます
ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります



SDS及び作業現場の確認



リスクアセスメントの実施



リスク低減措置の実施

【関連情報】

事業者のための化学物質管理無料相談窓口（テクノヒル株式会社 化学物質管理部門）

<https://www.technohill.co.jp/telsoudan/>

厚生労働省ホームページ（本改正に関するページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_0000

リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000987253.pdf>

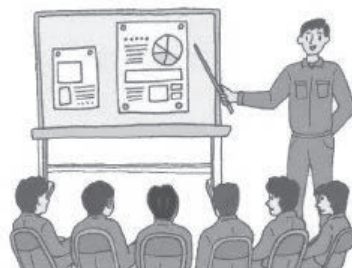


ご確認ください！

令和5年4月1日施行の法令改正事項！

1. 職長等に対する安全衛生教育

労働安全衛生法第60条により、新たに職務につくことになった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者に対する安全衛生教育の対象業種に、以下の業種が追加されます。



追 加 業 種

食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く）、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

※「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業」については、従前から職長教育の対象業種であったことから、本改正により、全ての食料品製造業が職長教育の対象となります。

【関連情報】

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0030.pdf>

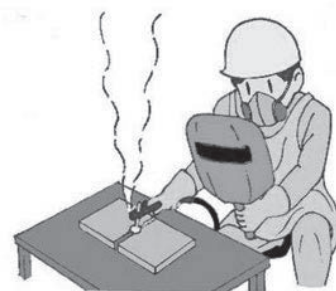


2. 呼吸用保護具のフィットテスト

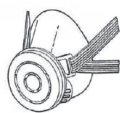
金属アーク溶接等作業で、面体を有する呼吸用保護具を使用させるときは、呼吸用保護具を適切に装着できていることを確認するため、フィットテストを年に1回実施することが義務化されます。

また、実施結果は記録して3年間の保存が必要です。

なお、対象となる業務は、屋内作業場で継続して行う金属アーク溶接等の作業となります。



【面体を有する呼吸用保護具の例】



【関連情報】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000746531.pdf>



宮城県の最低賃金

知っていますか？ 自分の最低賃金

栗駒山(写真提供：宮城県観光プロモーション推進室)

適用される最低賃金	時 間 額	効力発生日
宮 城 県 最 低 賃 金	883 円	令和4年 10月1日
鉄 鋼 業	983 円	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	919 円	令和4年 12月15日
自動車小売業	946 円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

人材開発支援助成金

(人への投資促進コース)

「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8844

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金センター
Tel 022-299-8063

宮 城 労 働 局



宮城労働局HP

支部からのお知らせ

令和 5 年度研修計画

令和 4 年度の研修は、会員各位のご起用力により計画以上の実績を以って終了致しました。厚く御礼申し上げます。令和 5 年度の研修計画は下記の通り開催予定です。引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。開催についてのご案内は、実施 2 ヶ月前位を予定しています。

1. 令和 5 年度研修実施計画

研修会名	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
資 格 取 得 研 修												
車両系(整地等)			15-17									
フォークリフト				13-15								
フォークリフト事内						22-23						
高所作業車				24-28								
能 力 向 上 教 育												
車両系(整地等)	28											
高所作業車					25							
フォークリフト						8						
実 務 研 修												
車両系(整地等)								9				
フォークリフト							18					
安 全 教 育												
建機付属クレーン							27					
ショベルローダー												

2. 会員動向(令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

入会 3 社 株式会社 エヌズ
株式会社タカリュウ
ヤンマー建機株式会社 仙台支店
退会 0 社

現会員数 97 社

編 集 後 記

2019(元年)末からのコロナ禍も感染症が減少し始め、マスクの着用も個人の意思に委ねられる所迄来ている。今後は様々なイベントも制限なく明るい兆しが見えて来た。一方、ロシアのウクライナ侵攻は 1 年経つが一向に解決の糸口が見えず悪化すら感じる。これに伴い、原油、原材料等の高騰が続き物価は上昇、生活する上で厳しさが増して来ている。そんな中、我が協会では、昨年に引き続き新年度も各検査済標章を 270 円/1 枚と 10%価格を下げ対応することとなった。会員の皆様には、安全に検査され、安全に使用されることを願っている。また、長年改訂されていなかった各定期自主検査指針が新年度に改訂される運びとなった。今後も皆様には研修等を通じ改訂等の情報発信をして行きます。



とくじけんくん

発行所 仙台市宮城野区五輪 1-6-9

五輪黄葉ビル

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

宮 城 県 支 部

電 話 022-298-2150